

所定疾患施設療養費について

当施設においては所定疾患施設療養費(Ⅱ)を算定しております。

算定要件は以下のとおりです。

- ①肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるもので、1月に連続しない1日を7回算定することは認められない。
- ②所為疾患施設療養費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないものとする。
- ③所定疾患施設療養費(Ⅱ)の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り)
- ④算定する場合にあつては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- ⑤請求に際して、給付費請求明細書の摘要欄に、診断、行った検査、治療内容を記入すること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用すること等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ⑦当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容(肺炎、尿路感染症及び带状疱疹に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌)を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講したもののみならず、また、平成30年10月31日までの間にあつては、研修を受講予定(平成30年4月以降、受講申込書などを持っている場合)であれば、研修を受講した者とみなすが、10月31日までに研修を受講していない場合には、4月～10月に算定した当該加算については、遡り過誤請求を行うこと、

平成30年度 所定疾患施設療養費の実施状況

年月	病名	人数	日数	投薬内容	検査等
平成30年 4月	尿路感染症	3	19	ノルフロキサシン100mg	臨床診断、血液検査
	肺炎	1	2	生理食塩水、セファゾリン0.5g	臨床診断
平成30年 5月	尿路感染症	5	29	ノルフロキサシン100mg	臨床診断、尿検査、血液検査
	肺炎	1	7	生理食塩水、セファゾリン0.5g	臨床診断
平成30年 6月	尿路感染症	6	37	ノルフロキサシン100mg	臨床診断
	肺炎	1	2	生理食塩水、セファゾリン0.5g	
平成30年 7月	尿路感染症	5	28	ノルフロキサシン100mg	臨床診断
	肺炎	3	18	生理食塩水、セファゾリン0.5g	臨床診断、血液検査
平成30年 8月	尿路感染症	3	17	ノルフロキサシン100mg	臨床診断
平成30年 9月	尿路感染症	2	10	ノルフロキサシン100mg	臨床診断
平成30年10月	尿路感染症	1	7	ノルフロキサシン100mg	臨床診断
	肺炎	1	1	生理食塩水、セファゾリン0.5g	
平成30年11月	尿路感染症	4	24	ノルフロキサシン100mg	臨床診断、血液検査
	肺炎	1	4	生理食塩水、セファゾリン0.5g	臨床診断
平成30年12月	肺炎	5	31	生理食塩水、セファゾリン0.5g	臨床診断、血液検査
平成31年 1月	尿路感染症	2	12	ノルフロキサシン100mg	臨床診断
	肺炎	2	7	生理食塩水、セファゾリン0.5g	
平成31年 2月	尿路感染症	2	14	ノルフロキサシン100mg	臨床診断
	肺炎	3	19	生理食塩水、セファゾリン0.5g	臨床診断、血液検査
平成31年 3月	尿路感染症	3	19	ノルフロキサシン100mg	臨床診断
	肺炎	3	11	生理食塩水、セファゾリン0.5g	臨床診断、血液検査